

**『ケアマネジャー試験 ワークブック 2018』
2018年介護保険制度改正・介護報酬改定に伴う主な改正内容**

本書発行後の介護保険制度・介護報酬の改正について、受験対策に必要なと思われる主な事項を収載させていただきます。

【第1編 介護支援分野】

4 要介護認定・要支援認定（36頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
45	・「要介護認定の有効期間」表内	【「更新認定」の「認定可能な有効期間の範囲」の項目】 「24か月」 → 「36か月」

19 居宅介護支援（159頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
160	・「人員基準」表内	【「管理者」の項目】 「管理者は介護支援専門員」 → 「管理者は主任介護支援専門員」（※2020年度までの経過措置期間あり）
165	・（下から）1行	【⑦看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の次に追加】 ⑧ターミナルケアマネジメント加算 在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日および死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者の居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医や居宅サービス事業者提供した場合に加算されます。
166	・（下から）1～10行	「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、（中略）看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る）」 → 「訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与」
167	・基礎理解度 CHECK!!	【4の解答・解説】 「4×事業所ごとに、常勤の介護支援専門員を1人以上配置しなければならない。」 → 「4〇」

【第2編 保健医療サービスの知識等】

16 訪問看護および介護予防訪問看護（294頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
298	・（上から）19～20行	「養護老人ホームや有料老人ホームなど同一の建物」 → 「同一の建物等」

17 訪問リハビリテーションおよび介護予防訪問リハビリテーション（301 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
303	・（下から）10～12 行	「事業所と同一、もしくは隣接する敷地内の建物か、同一の建物に居住する 20 人以上にサービスを提供する場合には減算されます。」 → 「事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物もしくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者にサービスを提供する場合に減算されます（事業所の 1 月あたりの利用者数が 50 人未満の場合は所定単位数の 90/100、50 人以上の場合は所定単位数の 85/100）。また、同一敷地内建物等に該当しないが、事業所の 1 月あたりの利用者数が 20 人以上である建物に居住する利用者にサービスを提供する場合にも減算されます（所定単位数の 90/100）。」

18 居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導（305 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
305	・「居宅療養管理指導の定義と事業者、人員基準」表内	【「事業者」の項目】 「薬局、訪問看護ステーション」 → 「薬局」
		【「人員基準」の「病院・診療所」の項目】 「管理栄養士、看護職員（保健師、看護師、准看護師）」 → 「管理栄養士」
		【「人員基準」の「訪問看護ステーション」の項目】 → 削除
306	・「居宅療養管理指導の職種別業務内容」表内	【「看護職員が行う療養上の相談・支援」の項目】 → 削除
307	・（下から）9～11 行	「●看護職員が行う療養上の相談等 要介護認定の新規・更新・変更に伴い作成された居宅サービス計画に基づくサービスが提供されてから半年に 2 回を限度」 → 削除
	・（下から）1～2 行	「准看護師が療養上の相談や支援を行った場合や同一建物居住者への指導については、減算となります。」 → 「単一建物居住者への指導は、その居住者の人数によって減算となります。」
	・上から 2 つめ、3 つめの「プラスα」	削除

21 地域密着型サービス（保健医療サービスの知識等）（318 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
319	・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員基準」表内	【「オペレーター」の項目】 「3 年以上」 → 「1 年以上」
	・上から 2 つめの「プラスα」	「3 年以上」 → 「1 年以上」
320	・（下から）5 行	「3 か月」 → 「6 か月」
322	・（上から）16 行	「9 人以下」 → 「18 人以下」

22 介護老人保健施設（327 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
334	・（下から）6～8 行	「月 4 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合」 → 「①月 2 回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合」
335	・基礎理解度 CHECK!!	【11 の解説】 「口腔衛生管理加算のことである。」 → 「口腔衛生管理加算のことである。なお、2018 年の介護報酬改定により、口腔衛生管理加算は 1 か月に 2 回以上口腔ケアを行うこと等の基準に改訂された。」

23 介護医療院（336 頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容																		
337	・（下から）9 行	<p>【「介護医療院の基準」に追加】</p> <p>●人員に関する主な基準</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>・常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上 ・宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を 100 で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上</td> </tr> <tr> <td>看護師、 准看護師</td> <td>常勤換算方法で、入所者の数を 6 で除した数以上</td> </tr> <tr> <td>介護職員</td> <td>常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上</td> </tr> <tr> <td>理学療法 士、作業療 法士、言語 聴覚士</td> <td>実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>入所定員 100 人以上の場合、1 人以上</td> </tr> <tr> <td>介護支援専 門員</td> <td>・1 人以上（常勤専従。入所者の処遇に支障がない場合は施設の他の職務に従事可能） ・入所者 100 人またはその端数を増すごとに 1 人を標準</td> </tr> <tr> <td>診療放射線 技師</td> <td>実情に応じた適当数</td> </tr> <tr> <td>調理員、事 務員等</td> <td>実情に応じた適当数</td> </tr> </tbody> </table>	医師	・常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上 ・宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を 100 で除した数以上	薬剤師	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上	看護師、 准看護師	常勤換算方法で、入所者の数を 6 で除した数以上	介護職員	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上	理学療法 士、作業療 法士、言語 聴覚士	実情に応じた適当数	栄養士	入所定員 100 人以上の場合、1 人以上	介護支援専 門員	・1 人以上（常勤専従。入所者の処遇に支障がない場合は施設の他の職務に従事可能） ・入所者 100 人またはその端数を増すごとに 1 人を標準	診療放射線 技師	実情に応じた適当数	調理員、事 務員等	実情に応じた適当数
医師	・常勤換算方法で、I 型入所者の数を 48 で除した数に、II 型入所者の数を 100 で除した数を加えて得た数以上 ・宿直を行う医師を置かない場合は、入所者の数を 100 で除した数以上																			
薬剤師	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 150 で除した数に、II 型入所者の数を 300 で除した数を加えて得た数以上																			
看護師、 准看護師	常勤換算方法で、入所者の数を 6 で除した数以上																			
介護職員	常勤換算方法で、I 型入所者の数を 5 で除した数に、II 型入所者の数を 6 で除した数を加えて得た数以上																			
理学療法 士、作業療 法士、言語 聴覚士	実情に応じた適当数																			
栄養士	入所定員 100 人以上の場合、1 人以上																			
介護支援専 門員	・1 人以上（常勤専従。入所者の処遇に支障がない場合は施設の他の職務に従事可能） ・入所者 100 人またはその端数を増すごとに 1 人を標準																			
診療放射線 技師	実情に応じた適当数																			
調理員、事 務員等	実情に応じた適当数																			

【第3編 福祉サービスの知識等】

10 訪問介護（388頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
392	・「利用者の住居と同一敷地内に所在する事業所の評価」表内	<p>【「利用者の住居と同一敷地内に所在する事業所の評価」を「差替」】</p> <p>利用者の住居と同一敷地内に所在する事業所の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物もしくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者に訪問介護を行った場合に減算（事業所の1月あたりの利用者数が50人未満の場合は所定単位数の90/100、50人以上の場合は所定単位数の85/100）</p> <p>②同一敷地内建物等に該当しないが、事業所の1月あたりの利用者数が20人以上である建物に居住する利用者に訪問介護を行った場合に減算（所定単位数の90/100）</p> </div>
393	・基礎理解度 CHECK!!	<p>【13の解説】</p> <p>「当該建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）」 → 「当該建物」</p>

18 介護老人福祉施設（459頁～）

頁	行・改正箇所	改正内容
465	・「栄養・口腔ケアに関する加算」表内	<p>【「口腔衛生管理加算」の項目】</p> <p>「月4回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアを行った場合」 → 「①月2回以上、入所者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行う、②歯科衛生士が、入所者の口腔ケアについて介護職員に対して具体的な技術的助言および指導を行う、③歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に応じ対応する、のいずれの基準にも該当する場合」</p>